

23 消費者庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1051110	Smart Wellness City実証研究特区(市民の医療費データの一元的把握)		市民の健康状態を適切に把握するため、健康保険組合等に対し、当該市域に居住する組合員に係る医療費データを請求することを可能とする	<p>市民の健康状態を適切に把握するため、現在保険者が集めており、市町村単位での集計がなされていない医療費データについて、当該市域の組合員が多数いると考えられる健康保険組合、健康保険組合連合会及び全国健康保険協会に対し、当該市域の住民に係る医療費データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置されたい。</p> <p>具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された医療費データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、被保険者の同意も不要である旨について保険者に通知されたい。</p> <p>加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	厚生労働省 消費者庁
1051120	Smart Wellness City実証研究特区(市民の健診データの一元的把握)		市長が市民の健康状態を適切に把握するため、健康診断実施者に対し、当該市域に居住する構成員に係る健診データを請求することを可能とする	<p>市民の健康状態を適切に把握するため、市が把握する健康診断(基本健康診査等)データに加え、労働安全衛生法に基づく健康診断、学校保健安全法に基づく健康診断等のデータを集計することが必要である。このため、それらの健康診断・健康診査のデータについて、当該市域の構成員が多数いると考えられる企業や学校に対し、当該市域の住民に係る健診データ(匿名化されたデータ)を請求することが可能となるよう措置されたい。</p> <p>具体的には、市の施策の立案、評価のために、氏名を削除する等の措置により匿名化された健診データを請求する場合、一定の条件のもとであれば個人情報保護法第23条に言う「個人データの提供」には当たらず、構成員の同意も不要である旨について健康診断を実施する企業及び学校に通知されたい。</p> <p>加えて、市民の健康状態を把握するための一定の体制を整えている地方公共団体として、保険者がデータ請求に対応しやすい様、その旨について国として調査・公表されたい。</p>		伊達市、見附市、新潟市、三条市、岐阜市、筑波大学	福島県、茨城県、新潟県、岐阜県	文部科学省 厚生労働省 消費者庁
1066010	小規模金融構造改革特区		<p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)短期つなぎ資金等にかかる上限金利の規制緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ■1年以内の貸付 上限金利 29.2% ■小額の貸付(20万円以内) 29.2% <p>(2)返済が見込まれる場合にかかる規制の緩和(総量規制は以下の場合には適用除外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■返済能力があると認められる場合 返済能力の算定式 $\frac{[(\text{総収入}-\text{必要生活費}+\text{住居費})\times 0.9]}{\geq \text{年間総返済額}}$ <p>*条件:貸付額は算定式左辺の4年分を上限72ヶ月以内に返済完了</p> <ul style="list-style-type: none"> ■専業主婦の小額貸付 小額:上限50万円 <p>上記(1)、(2)の融資を行う場合、返済能力を超える過剰貸付を防止するため、貸金業者は府による認証を受けることを義務化</p> <p>○府独自の相談支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関(ADR)の設置し、債務整理の支援・促進を図るとともに、相談援助のため、SW・COを配置 	<p>○アクセス自由な小規模金融市場の創設</p> <p>(1)について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現状:小規模零細事業者が短期(つなぎ)資金を銀行から借り入れることは現実的で無く、地域の貸金業者から資金調達を行ってきたケースが少なくない。 ②問題点:上限金利規制により、この資金調達の手段がなくなることは、受注機会を逃すなど経営に支障を来し、経済的に不利益をもたらす。 ③解決策:ニーズの高い短期的な資金については、その金利や貸付額を厳格に法令遵守を行う等一定の要件の下、自由な市場に委ねる。 ④効果:事業者は、金利が高くても適時に必要な資金を得ることにより、経営を安定的に行うことが可能となる。 <p>(2)について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現状:府調査では、貸金業利用者の約半数が総量規制に抵触しており、新たな借り入れができなくなることが懸念されるが、これら利用者のすべてが返済困難な状態にあるものではない。 ②問題点:総量規制に抵触する貸金業利用者に資金需要が発生した際、資金を調達できず不要な破綻に結びつく可能性がある。 ③解決策:返済能力があると認められる場合は、総量規制の対象外とする。 ④効果:資金需要者の利便性を高める。 <p>(1)(2)共通</p> <ol style="list-style-type: none"> ④効果:(1)(2)を実施することにより、金融の円滑化を促し、ひいては経済の活性化を図る。 <p>○府独自の相談支援制度の創設</p> <ol style="list-style-type: none"> ①現状:返済困難者・返済困難者になるおそれのある者に対する十分な相談機能などのセーフティネットが用意されていない。 ②問題点:離職や収入低下などにより、返済困難者となっている場合が多く、借金を整理しただけでは問題解決に至らないケースが少なくない。 ③解決策:府が貸金業者の負担などにより相談支援機関(ADR)を設置するとともに、市町村等とも連携を進めるなど相談支援機能の充実を図る。 ④効果:借入れのある者の社会生活状況に応じた解決策・支援策を提示・誘導することにより、経済的な自立を促進する。 	大阪府	大阪府	法務省 消費者庁 金融庁	